

令和 5 年度決算審査意見書

令和 6 年 9 月 5 日

佐久穂町監査委員 興 水 博

佐久穂町監査委員 小宮山 雅則

令和５年度佐久穂町一般会計及び特別会計 決算審査並びに運用状況に関する審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度の佐久穂町の一般会計及び特別会計の決算について審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

１ 審査の対象

- （１）令和５年度佐久穂町一般会計歳入歳出決算書
- （２）令和５年度佐久穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- （３）令和５年度佐久穂町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- （４）令和５年度佐久穂町住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書
- （５）令和５年度佐久穂町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書
- （６）令和５年度佐久穂町老人保健施設特別会計歳入歳出決算書
- （７）令和５年度佐久穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- （８）令和５年度佐久穂町健全化判断比率
- （９）令和５年度佐久穂町資金不足比率

2 審査の基本方針

この決算審査に当たっては、決算書に予算の執行実績を表した計算書に相当するものであるという基本理念を尊重し、行政目的達成のために予算が計画的経済的に執行されていたかどうか、また、予算執行上において違法あるいは不当な執行はなかったか、決算計数に誤りはないか、これらの点にも主眼をおいて審査に当たった。

3 審査の期日

令和6年7月29日から8月6日まで 実5日間

4 審査の手続き

地方自治法第233条第2項により、町長から送付された令和5年度の各会計の歳入歳出決算書、同歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金の運用状況を示す書類については、関係法令に準拠して調整されているかどうかを確認し、また、関係証拠書類との照合等通常行うべき審査手続きを行った。

5 審査の結果

決算審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に基づいて調整されており、決算計数は関係帳票類と照合した結果、誤りがないものと認めた。

また、予算執行状況は、その目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認めた。

6 審査の意見

(1)未収金対策について

町税、国民健康保険税、別荘管理負担金、町営住宅使用料、道水路敷占用料、奨学資金貸付金等において未収金が発生しています。

未収対策を適切に行い未収金が減少しているところもあります。個々に事情があると思いますが、公平な税制等について考えると引き続き早期に未収金の実態を把握・分析するなかで、法的措置を前提とした催告を行うなど効果的な措置に努めてください。個別の滞納整理記録を明確にし、保存することを要望します。また、不納欠損処分等について今年度は増加しております。慎重にかつ適正に実施されるよう努めてください。

(2)健康で長生きのできるまちづくりについて

町の高齢化率は前年度末 39.7%に対して 40.6%とさらに少子高齢化が進み、医療に係る給付費の増大が続く中、介護給付費のコロナ禍では減少が見られましたが、増加傾向へと変化が見られます。また、今後アフターコロナの時代に対応した感染対策、介護予防のあり方が検討課題になるかと思われます。現在、第9期介護保険計画の策定に向けて準備が進められていますが、地域の健康課題を的確に分析し、安定的な医療・介護サービスの提供、地域包括ケアシステムのさらなる推進を図るべく計画策定を進め、これからも安心して住み続けることができる社会保障基盤の整備に努めていただきたい。

(3)少子化対策について

全国的な人口減少社会への移行が進む中、佐久穂町においても急激な少子高齢化を迎えており、こうした現状に対応すべく佐久穂町総合計画においてコミュニティの強化や移住促進などの指針が示されています。総合政策課を主管課として「選ばれるまちづくり」、「持続可能なまちづくり」の実現に向けより一層戦略的な政策推進を要望します。

(4)内部統制の制定

令和2年4月地方自治法の改正により都道府県及び政令指定都市は「内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備する義務」が課されることになりました。(市町村は努力義務)

当町において事務処理ミス等が全くない訳ではないことを踏まえ、内部統制基準を策定しコンプライアンスへの取り組みを明確にすることにより、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保し、町民に示すことが必要であると考えますので、内部統制の制定について要望します。

(5)職場における女性活躍の推進について

2015年に女性活躍推進法が制定され、女性の職業生活における活躍を社会全体で推進することが確認されたが、日本社会での女性の活躍は国際社会において未だに低い水準にあると指摘されている。多様性が求められる現代社会において、とかく男性の視点に偏りがちな行政運営も、女性の視点からの様々な提案や施策提言等が、より住みやすいまちづくりに寄与することが期待される。当町においては女性幹部職員が1名という現状であり、将来的かつ安定的に女性幹部職員が登用できるような体制整備、職員の育成を図っていただきたい。

なお、各会計における特に留意すべき事項は次のとおりである。

1) 一般会計

総括

令和5年度における一般会計の歳入決算額は10,800,330千円、歳出決算額は10,051,336千円、差引残額748,994千円（うち繰越明許費明許繰越額は292,763千円）で、差引残額から繰越明許費を差し引いた実質収支額は456,231千円となり、そのうち基金に230,000千円を積み立て、残り226,231千円は翌年度に繰り越した。（4年度積立額480,000千円、3年度積立額430,000千円）

これを令和4年度と比較すると、歳入総額は127,024千円の減額で、国庫支出金696,847千円、県支出金5,404千円等の減であるが、町税27,244千円、寄付金30,647千円、繰入金555,712千円、町債が559,768千円とそれぞれ増額となっている。

また、歳出総額は307,016千円の増額である。

増額要因は、総務費（道の駅整備等）1,354,610千円、民生費（老健施設特別会計操出金等）191,200千円、教育費（奥村土牛記念美術館事業等）290,123千円、などが増となっている。

一方、減額要因としては、災害復旧費（台風19号農林水産業施設災害復旧工事等）△595,790千円などが主なものとなっている。

平成17年度から当町の会計を経由している地方交付税の佐久環境衛生組合（旧南佐久環境衛生組合）分143,673千円は歳入、歳出に両建てとなっている。

(1) 財政状況

経常的一般行政経費を賄う一般会計の歳入の財源を性質別に分類したのが「表1」であり、それぞれ年度別に財源割合を示した。町財政において第一の要件としては、予算執行の結果である決算において黒字か赤字かも重要な要件であるが、

第二の要件として財政構造の弾力性を確保することも重要な要件である。こうした財政原則を前提として「表1」を考察すると、満足ではないが当町の財政力が自ずと理解されると思われる。

「表 1」 性質別財源の推移

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	決算額に占める割合 %		
				5 年度	4 年度	3 年度
自主財源	3, 878, 811	3, 462, 651	3, 020, 997	35. 9 (36. 4)	31. 7 (33. 1)	28. 6 (29. 9)
依存財源	6, 921, 489 (6, 777, 817)	7, 464, 703 (6, 993, 235)	7, 546, 052 (7, 078, 970)	64. 1 (63. 6)	68. 3 (66. 9)	71. 4 (70. 1)
合 計	10, 800, 300 (10, 656, 627)	10, 927, 354 (10, 455, 886)	10, 567, 049 (10, 099, 967)	100. 0	100. 0	100. 0
一般財源	5, 402, 956 (5, 259, 283)	5, 777, 464 (5, 305, 996)	5, 860, 221 (5, 393, 139)	50. 0 (50. 0)	52. 9 (50. 7)	55. 5 (53. 4)
特定財源	5, 397, 343	5, 149, 890	4, 706, 828	49. 4 (50. 6)	47. 1 (49. 3)	44. 5 (46. 6)
合 計	10, 800, 300 (10, 656, 627)	10, 927, 354 (10, 455, 886)	10, 567, 049 (10, 099, 967)	100. 0	100. 0	100. 0

※()内は佐久環境分 143, 673 千円除く

昨年度と比較すると、自主財源は 416, 160 千円の増額、一般財源は 46, 713 千円(佐久環境分除く)の減額となった。

(2) 財政構造の弾力性

町財政において第一の要件として、予算執行の結果で決算において、歳入決算額と歳出決算額の差額に留まらず、実質収支においても黒字か赤字であるかが重要な焦点であり、第二の要件は財政構造の弾力性を確保することである。こうした財政原則を前提として「表 2」は一般的に用いられる財政力の診断に係わる財務比率の指標である。

「表 2」 財政構造に係る財務比率 ※()内は臨時財政対策債を除いた場合

区 分	財政力指数	経常収支比率	経常一般財源 比率	実質公債費 比率
令和 5 年度	0. 240	90. 7(91. 0)	101. 2	10. 5
令和 4 年度	0. 240	88. 5(89. 4)	100. 2	11. 8
令和 3 年度	0. 240	86. 4(89. 4)	98. 5	11. 0

① 財政力指数は、その団体の財政力(能力)を判断する指数で「1」に近いほ

ど財源に余裕があるとされている。したがって、「1」になると地方交付税は交付されない。(令和4年度長野県町村平均 0.32)

地方交付税は、自治体の必要経費として人口等から算出する基準財政需要額と徴収可能な税収を算出した基準財政収入額を比べ不足分を国が補う仕組みであるが、県内においての地方交付税の不交付団体は北佐久郡軽井沢町のみである。

- ② 経常収支比率は、財政構造の硬直度あるいは弾力性を示すものとされている。比率が高いほど硬直化が進んでいるといわれ、町村にあっては 70～75%に収まるのが妥当である。(令和4年度長野県町村平均 77.2)
- ③ 経常一般財源比率は、財政構造の弾力性を診断する方法で、毎年連続して経常的に収入される財源で用途が特定されない財源が、標準財政規模に対する割合を比較する方法で、100 を超える度合いが高いほど一般財源に余裕があるとされている。
- ④ 実質公債費比率は、自治体収入に対する借金返済額の比率を示す財政指標。従来の起債制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への繰出金も含まれ、自治体の財政実態をより正確に把握できる。地方財政法の規定で、18%以上になると新たに地方債を発行して借金する際、財政運営の計画を立てて国や県の許可を得なければならない。25%以上だと単独事業の地方債が一部認められなくなり起債制限団体となる。(令和4年度長野県市町村平均 6.1)

(3) 健全化判断比率及び資金不足比率

佐久穂町の令和5年度決算による「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、いずれの比率も早期健全化基準以下となっています。この比率については、法令等に基づき適正な算定要素が用いられており算出過程及び関係書類等の作成に誤りがないことを認めました。

今後もこの基準内で推移できるよう財政の健全化に努めて下さい。また、特別会計の「資金不足比率」については、一般会計からの繰入金により現在のところ資金不足は生じていませんが、今後も更なる経営努力が必要と思われます。

歳 入

(1) 地方自治体の行財政の基盤を成しているのは税金と言われるが、令和5年度財政における町税は 1,135,040 千円の調定額に対し、収入済額は 1,092,819 千円で、収納率は 96.3% (4年度 96.0%) であった。昨年度と比較すると調定額で 25,458 千円の増額、収入済額は 27,244 千円の増額である。収入未済額は 38,653 千円で 2,893 千円の減額となった。

なお、不納欠損額は3,569千円で、昨年度と比較すると1,107千円の増額となった。コロナ感染症が5類に移行し、経済も回復が見られる中、税の調定額、収入額は増額となっており、また収納率も昨年度より向上している。不納欠損は増加の傾向にあるので、今後とも引き続き、未納額を増やさない取り組みを進めていただきたい。

(2) 令和5年度決算の歳入の主位を占めているのは、やはり地方交付税で3,857,400千円(佐久環境分除くと3,713,727千円)は歳入決算額の35.7%(34.3%)である。昨年度と比較して405,240千円、佐久環分除いても261,567千円のそれぞれ減額となっており、今後も減額が予想される。一方、令和4年度より町全域が過疎指定を受け、過疎債が適用になったことから、これらの起債を有効に活用しながら、町財政の安定的な運営に努めていただきたい。

歳 出

歳出決算の状況は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	令和3年度 (C)	前年度比較	
				増減(A)-(B)	増減率%
予 算 現 額	11,273,726	11,073,086	11,912,508	200,640	101.8
支 出 済 額	10,051,337	9,744,320	9,409,502	307,017	103.2
翌年度繰越額	840,552	999,192	1,259,021	△158,640	84.1
不 用 額	381,838	329,574	1,243,985	52,264	115.9
予 算 執 行 率	89.2	88.0	79.0	——	——

※予算執行率＝支出済額÷予算現額 (翌年度繰越分は算入していない。)

(1) 議会費

議会費の歳出決算額は74,111千円で、昨年度と比較し1,657千円の増額である。

主な増要因は、人勧に伴う期末手当、視察研修旅費の増などである。

(2) 総務費

総務費の歳出決算額は2,654,231千円で、昨年度と比較し1,354,610千円増額となった。

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
総 務 管 理 費(イ)	2,461,876	1,067,630	712,199	1,394,245
徴 税 費(ロ)	72,620	90,247	82,006	△17,627
戸籍住民基本台帳費(ハ)	118,200	126,025	109,521	△7,825
選 挙 費(ニ)	505	14,748	20,187	△14,243
統 計 調 査 費(ホ)	305	244	375	61
そ の 他	725	727	634	△2
計	2,654,231	1,299,621	924,922	1,354,610

なお、庁舎管理経費 18,700 千円、戸籍住民基本台帳一般経費 10,570 千円、道の駅整備事業 391,128 千円等が令和 6 年度に繰越されている。

主に变化した増減内容は、

- (イ) 総務管理費 1,394,245 千円 (ふるさと納税事業、道の駅整備事業、新庁舎建設事業等の増)
- (ロ) 徴税費 △17,627 千円 (基幹系税業務システム改修委託費等の減)
- (ハ) 戸籍住民基本台帳費 △7,825 千円 (社会保障・税番号システム整備事業、人件費等の減)
- (ニ) 選挙費 △14,243 千円 (県議会議員選挙の減)
- (ホ) 統計調査費 61 千円 (統計調査員報酬の増)

(3) 民生費

民生費の歳出決算額は 2,065,403 千円で、昨年度と比較し 191,200 千円増額となった。

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
社会福祉費 (イ)	1,504,613	1,244,588	1,205,847	260,025
児童福祉費 (ロ)	560,790	629,615	638,776	△68,825
合 計	2,065,403	1,874,203	1,844,623	191,200

(イ) 社会福祉費

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
社会福祉総務費	340,461	314,878	329,690	25,583
老人福祉費	495,686	305,120	259,211	190,566
障害者福祉費	400,520	368,023	350,991	32,497
介護保険事業費	194,810	189,168	200,081	5,642
福祉医療費	70,149	65,041	63,147	5,108
その他	2,987	2,358	2,727	629
計	1,504,613	1,244,588	1,205,847	260,025

主に变化した増減内容は、

- ・社会福祉総務費 25,583 千円（臨時特別給付金 84,650 千円の増ほか）
- ・老人福祉費 190,566 千円（老健施設特別会計繰出金 171,587 千円の増ほか）
- ・障害者福祉費 32,497 千円（障害者福祉サービス給付費 30,915 円増ほか）
- ・介護保険事業費 5,642 千円（介護保険特別会計繰出金の増ほか）

コロナ禍には、臨時特別給付金の支給など大きな支出があったが、これからは地域福祉における課題の洗い出しによる必要なサービスの充実を図り、住民が安心して生活できる基盤の再構築を要望します。

(ロ) 児童福祉費

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
児童福祉総務費	187,240	296,705	299,501	△109,465
保育所費	373,550	332,910	339,275	40,640
計	560,790	629,615	638,776	△68,825

主に变化した増減内容は、

- ・児童福祉総務費 △109,465 千円（子育て世帯臨時特別給付クーポン券の減ほか）
- ・保育所費 40,640 千円（子供のための教育・保育給付費の増ほか）

(4) 衛生費

衛生費の歳出決算額は 969,058 千円で、昨年度比 67,148 千円と減額となった。

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
保 健 衛 生 費 (イ)	842,318	895,042	858,545	△52,725
清 掃 費 (ロ)	126,740	141,163	126,035	△14,423
計	969,058	1,036,205	984,580	△67,148

主に变化した増減内容は、

(イ)保健衛生費 △52,725 千円

・保健衛生総務費 10,853 千円

千曲病院への繰出金の増 (令和 5 年度実績 350,963 千円。前年度比 16,614 千円増)、人件費の増ほか

・予防費 △43,987 千円 (新型コロナワクチン予防接種事業の減ほか)

・環境衛生費 △18,946 千円 (佐久環境衛生組合負担金 7,064 千円増、浄化槽設置交付金 24,061 千円の減、農集・簡水特別会計繰出金の 10,376 千円の減ほか)

(ロ)清掃費 △14,423 千円

・塵芥処理費 △11,275 千円 (清掃センタートラックスケール・管理室・トイレ設置工事の減ほか)

(5)農林水産業費

農林水産業費の歳出決算額は 536,751 千円で昨年度比 35,380 千円の増額となった。

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
農 業 費 (イ)	318,742	336,642	196,581	△17,900
林 業 費 (ロ)	218,009	164,729	181,703	53,280
計	536,751	501,371	378,284	35,380

なお、農業振興一般経費で 3,820 千円、町単土地改良事業で 104,631 千円が令和 6 年度に繰越されている。

主に变化した増減内容は、

(イ)農業費 △17,900 千円

・農業振興費 △33,326 千円 (農業資材等価格高騰対策事業補助金 10,314 千円の減、酪農経営継続緊急支援事業補助金 6,250 千円の減、繰越農業振興一般経費補助金 10,000 千円の増ほか)

・農地費 8,952 千円 (町単土地改良事業 (繰越含む) 個所付け工事費の増)

(ロ) 林業費 53,280 千円

- ・ 林業総務費 △10,505 千円 (繰越の林業総合センター改修工事費の減)
- ・ 林業振興費 67,991 千円 (森林造成事業費 (更新一貫施業) 等の増)

(6) 商工費

商工費の歳出決算額は 178,310 千円で昨年度比 272,197 千円の減額となった。

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
商 工 費 (イ)	115,393	366,969	422,682	△251,576
観 光 費 (ロ)	31,682	22,256	23,484	9,426
休 養 施 設 費 (ハ)	7,631	36,226	7,571	△28,595
別 荘 費 (ニ)	23,604	25,056	18,568	△1,452
計	178,310	450,507	472,305	△272,197

主に变化した増減内容は、

(イ) 商工費 △251,576 千円

(佐久穂経済対策チケット事業費 289,807 千円の減、佐久穂町物価高騰対策
チケット事業 51,967 千円の増ほか)

(ロ) 観光費 9,426 千円 (八千穂 I C 出口看板工事費 2,957 千円増、府中市民
保養所譲渡事業者選定支援業務負担金 3,388 千円の増ほか)

(ハ) 休養施設費 △28,655 千円 (乙女の森バンガロー村施設解体撤去工事費の
減ほか)

○キャンプ場利用状況

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比率
利 用 者	20,978 人	19,804 人	19,818 人	105.9%
収 入 額	69,063 千円	70,631 千円	69,974 千円	97.8%

※駒出池キャンプ場は、令和元年度から指定管理者制度により (株) アドバ
ンスが経営。

○補助金内訳

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
佐久穂町商工会	11,000	11,000	10,800	0
佐久穂町観光協会	3,500	2,705	1,615	795

中小企業振興資金 利子補給	1,610	2,032	1,111	△422
雇用促進助成金	3,800	3,000	3,300	800
移住者就業支援金	2,009	3,800	0	△1,791
コロナ対策関連 補助金	0	3,250	12,300	△3,250
その他	1,134	3,203	3,757	△2,069
計	23,053	28,990	32,883	△5,937

コロナ禍が落ち着きを見せ始めたことにより、コロナ対策関連補助金が減少した一方で観光協会補助金などは増加している。

(7) 土木費

土木費の歳出決算額は 789,130 千円で、昨年度比 371,081 千円の減額となった。

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
土木管理費(イ)	177,261	132,361	132,014	44,900
道路橋梁費(ロ)	374,215	505,123	228,801	△130,907
河 川 費(二)	41,037	41,867	2,189	△830
下水道費他(ホ)	196,617	480,861	476,738	△284,244
計	789,130	1,160,212	839,742	△371,081

下水道費他には佐久環境衛生組合への繰出金(交付税分)、令和 5 年度 143,673 千円(4 年度 471,468 千円、3 年度 467,082 千円)が含まれている。

主な増減の内容は、

(イ)土木管理費 44,900 千円

(繰越ハザードマップ改定 9,768 千円、繰越急傾斜地崩壊対策事業 9,184 千円増など)

(ロ)道路橋梁費 △130,907 千円

(町単道路維持改良事業(繰越含む) 38,900 千円減、辺地対策事業工事費(繰越含む) 4,310 千円減、過疎対策事業(繰越含む) 19,011 千円減、補助橋梁維持改良事業(繰越含む) 11,863 千円減 など)

なお、土木費で 192,313 千円(土木総務一般経費: 3,279 千円、町単道路改

良事業：8,373 千円、辺地対策事業：55,138 千円、過疎対策事業：64,110 千円、補助橋梁維持改良事業：61,413 千円他）が令和 6 年度に繰越となっている。

(8) 消防費

消防費の歳出決算額は 211,266 千円で昨年度比 18,628 千円の増額である。

支出の主なものは、佐久広域消防本部への負担金 138,023 千円である。（4 年度 128,780 千円、3 年度 127,497 千円）

(9) 教育費

教育費の歳出決算額は 889,973 千円で、昨年度比 290,124 千円の増額である。

（単位 千円）

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
教育総務費(イ)	159,741	164,681	263,642	△4,940
小学校費(ロ)	69,519	69,648	63,586	△129
中学校費(ハ)	79,358	72,791	72,215	6,567
学校給食費(ニ)	61,055	59,434	59,190	1,621
社会教育費(ホ)	437,823	200,596	165,700	237,227
保健体育費(ヘ)	82,477	32,699	19,921	49,778
計	889,973	599,849	644,254	290,124

主な増減の内容は、

(イ)教育総務費 △4,940 千円

（学校施設管理一般経費（佐久穂小中学校網戸設置工事の減）

(ホ)社会教育費 237,227 千円（生涯学習館管理事業 7,379 千円の増、奥村土牛記念美術館耐震工事 230,395 千円の増ほか）

(ヘ)保健体育費 49,778 千円（しらかば社会体育館駐車場工事等の増）

なお、社会教育費で 3,638 千円、保健体育費で 8,030 千円が令和 6 年度に繰越されている。

(10) 災害復旧費

災害復旧費の歳出決算額は 65,681 千円。前年度比 595,789 千円の減額である。

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
農林水産施設災害復旧費(イ)	65,681	312,197	919,971	△246,515

公共土木施設災害復旧費(ロ)	0	349,274	425,804	△349,274
その他施設災害復旧費(ハ)	0	0	0	0
計	65,681	661,471	1,345,775	△595,789

主な増減の内容は、

(イ) 農林水産施設災害復旧費 △246,515 千円

・林業災害復旧費 246,515 千円減（繰越台風 19 号「補助」林業施設災害復旧事業の減ほか）

(ロ) 公共土木施設災害復旧費 △349,274 千円減（災害復旧完了による）

(11) 公債費

公債費の歳出決算額は、975,377 千円で、昨年度比 88,192 千円の減額である。

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
元 金	963,424	1,049,114	1,059,254	△85,690
利 子	11,953	14,455	16,985	△2,502
計	975,377	1,063,569	1,076,239	△88,192

(12) 諸支出金

諸支出金の歳出額は以下のとおりである。

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比	
財政調整基金費	418	573	50,607	△155	
減 債 基 金 費	22,492	495	560	21,997	
地 域 振 興 基 金	260	313	363	△53	
公共施設整備基金	462,591	442,395	2,419	20,196	
別荘・中山間他	3	6	6	△3	
子育て支援基金費	50,478	160,238	460,002	△109,760	
森林環境譲与税基金外	1	15,025	15,425	△15,024	
防 災 対 策 基 金	40	100,000	0	△99,960	
住宅地造成特会	14,001	41,550	34,713	△27,549	貸付金
老人保健施設特会	85,434	64,990	57,403	20,444	貸付金
住宅改修資金特会	6,327	6,637	6,967	△310	貸付金
計	642,045	832,222	628,465	△190,177	

2) 特 別 会 計

1 令和5年度佐久穂町国民健康保険特別会計

令和3年度から「国民健康保険制度改革」により、県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険を運営するように制度が変更となっている。

歳入総額 1,220,706 千円、歳出総額 1,203,628 千円、差引残高 17,078 千円である。国民健康保険加入者は令和5年度末 2,572 人で 70 人の減少となっている。

国民健康保険税の現年度分調定額に対し、収入未済額は 6,914 千円で、前年度と比較して 2,737 千円の減となった。

また、国民健康保険税の徴収率は、現年度分を見ると 97.0%で昨年度 96.0%と比較し 1.0 ポイント増加している。なお、令和5年度は滞納額の内 2,144 千円を不納欠損額として処理を行っている。(昨年度 1,579 千円) 処理内容から妥当と考えますが、今後、年々増えることが予想されるので早期に対策の検討を願います。

滞納額 15,737 千円は、対前年で減少しているものの依然高額であり、相互扶助の国民健康保険制度の主旨を徹底し、滞納額減少に努めてください。

一方、保険給付費は毎年高水準に推移しており、5年度は 874,840 千円で、昨年度比 4,070 千円減となった。国保加入者は毎年減っており、給付費も減少傾向となっている。

なお、令和5年度の実質単年度収支は 17,078 千円となり、基金積立 9,000 千円を行っている。

2 令和5年度佐久穂町介護保険特別会計

歳入総額 1,404,648 千円、歳出総額 1,381,105 千円、差引残高 23,543 千円となり、基金積立 12,000 千円を行っている。

歳入を項目別に見ると下記のとおりである。

(単位 千円)

項 目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	前年度比
保 険 料	274,208	272,626	271,923	1,582
国・県支出金	565,500	569,997	609,305	△4,497
支払基金交付金	344,112	355,280	360,846	△11,168
一般会計繰入金	191,281	188,108	199,063	3,173
そ の 他	29,547	18,389	14,529	11,158
計	1,404,648	1,404,400	1,455,666	248

令和5年度に未納保険料のうち 2,311 千円を不納欠損処理した。

歳出は主に保険給付費である。５年度 1,247,985 千円、４年度 1,216,462 千円で 31,523 千円の増額である。コロナの５類移行によりサービス利用が増えることで給付費は増加している。今後、独居高齢者や家族の介護力の低下などから施設サービスの需要が伸びる傾向が見られる。地域課題やニーズに対応した介護サービス基盤の構築に努めてください。

3 令和５年度佐久穂町住宅改修資金等貸付事業特別会計

(単位 千円)

年 度	歳入総額	歳出総額	残 高
令和５年度	6,638	6,637	1
令和４年度	6,968	6,967	1
令和３年度	7,328	7,297	31

歳入の内、貸付元利収入状況

(単位 千円：％)

年 度	調定額	収入済額	収入未済額	内過年度分	徴収率
令和５年度	31,426	310	31,116	31,116	0.9
令和４年度	31,726	300	31,426	31,426	0.9
令和３年度	32,085	359	31,726	31,726	1.1

依然として滞納繰越額が高水準に推移しており、なお一層の滞納額減少に努めてください。

4 令和５年度佐久穂町住宅地造成事業特別会計

歳入総額 14,001 千円、歳出総額 14,001 千円である。

歳入の主なものは、一般会計からの借入金 14,001 千円である。

歳出の主なものは、一般会計への償還金 13,836 千円である。

※（５年度末一般会計借入残高 110,556 千円）

○各団地の販売状況（５年度末）は下記のとおりである。

- ・城山団地 ８９区画中 ８７区画販売済 ２区画未売却
- ・雁明団地 ６０区画中 ４９区画販売済 １１区画未売却

雁明団地については、未売却数が多く売却を推進するため過去に価格の見直しの対応策がとられているが、令和５年度は、売却実績はなかった。中部横断道によるアクセス向上のメリットをPRするなど、更なる販売促進に努めてください。

5 令和5年度佐久穂町老人保健施設特別会計

歳入総額 611,787 千円、歳出総額 607,924 千円、差引残高 3,863 千円となっている。（実質収支のうち 1,950 千円基金積立をした。）

歳入の主なものは、事業のサービス収入 257,982 千円（介護給付及び予防給付 195,935 千円、自己負担金 62,047 千円）、繰入金 267,872 千円（一般会計繰入金）、一般会計借入金 85,434 千円である。

歳出の主なものは、サービス事業費 247,190 千円、公債費 309,578 千円、管理費 51,157 千円、一般会計への返済 45,292 千円である。

なお、サービス収入の内、自己負担収入で 3,436 千円の未納額があり（前年度 2,763 千円）、引き続き未納に対しての発生は最小限に抑えられるよう努めてください。

サービス利用者が在宅系から施設系のサービスを望む傾向があり、老健のサービスニーズが低下しつつあり、今後の施設のあり方について他施設を含めた総合的な検討が必要と思われる。

6 令和5年度佐久穂町後期高齢者医療特別会計

歳入総額 152,777 千円、歳出総額 151,637 千円である。

歳入の主なものは、保険料で 104,992 千円（4年度 103,317 千円）、一般会計よりの繰入金 46,778 千円（4年度 44,856 千円）である。

歳出の主なものは、広域連合への納付金 150,494 千円（4年度 147,175 千円）である。

一般会計より支出される後期高齢者医療事業費（給付費）は減少したが、広域連合への納付金は、前年度より 3,319 千円増で被保険者の増加が伺える。

財政援助団体の監査結果報告

地方自治法第199条第7項に基づき、令和5年度会計において財政的援助（補助金・交付金・負担金・損失補償利子補給）を与えている団体等の出納及びその他の事務の執行状況の一部を抽出し監査を実施したので、その結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査の期日

令和6年7月30日・8月5日 2日間

2. 監査対象

監査対象補助団体	監査対象事業
佐久穂町社会福祉協議会	社会福祉事業
佐久浅間農業協同組合	農業振興事業
佐久穂町商工会	商工業振興事業
佐久穂町観光協会	観光振興事業

3. 監査結果

(1) 佐久穂町社会福祉協議会 補助金額15,948千円

住民主体の地域福祉を支援するコーディネーターとして住民の支えあい活動やボランティア活動、ふれあい・いきいきサロン事業など地域共生社会の実現に向けて、仕組みづくりに取り組んでいる。

今後、地域社会を構成する役割として社会福祉協議会に対する期待度は大きいと考えるので密接な住民サービスの展開を期待したい。

補助金は書類審査の結果、目的外の支出はないと認めた。

サービス利用者が施設系のサービスを望む傾向が高まっており、社協の展開する在宅系サービス提供体制のあり方について検討が必要と思われる。

(2) 佐久浅間農業協同組合（佐久穂営農センター） 補助金額6,308千円

野菜・きのこ価格安定667千円、酪農部会844千円、畜産環境衛生事業5千円、花卉価格安定事業452千円、花卉連作障害対策507千円、農業用廃プラスチック適正処理事業300千円、花卉部会（新花導入）960千円、りんご腐乱病対策事業200千円、果樹部会348千円、生食トマト育苗事業40千円、野菜・きのこ土壌改良等支援事業830千円、農作物獣害防止対策事業1,155千円であ

る。

農業振興のための補助であり、農業従事者にとっては経営安定に寄与したと認められるが、その使途が毎年固定的であるので、より有用度の高い事業を構築するなど有効活用に努められたい。

なお、補助金は事業内訳書等書類を審査したところ、目的外の支出はないと認めた。

(3) 佐久穂町商工会 補助金額 11,000 千円

旧佐久町及び旧八千穂村商工会が平成 18 年 4 月に合併し佐久穂町商工会となっており、同年度より商工業振興地域活性化を目的とした「佐久穂町ふれあいタクシー事業（佐久穂町新交通システム）」も 17 年目となり、町・受付センター・乗務員・商工会の連携のとれた運営が行われている。

一日の利用者平均は 5 年度 78.1 人（4 年度 73.4 人）である。5 年度は、新型コロナウイルスの 5 類移行により外出する利用者が増え、昨年より増加している。

ふれあいタクシー事業は町の公共交通システムの基軸であり、住民の生活の足の確保は元より、高齢者など利用者のニーズを踏まえ、さらなる利便性の向上を期待します。

○支出の主なものを事業別に見ると

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
小 規 模 事 業 支 援 事 業 職 員 設 置 費	19,670	19,063	18,580
小規模事業経営支援事業費	5,696	2,131	3,092
経営改善普及事業指導事業	5,009	8,772	8,607
地 域 総 合 振 興 事 業 費	6,749	4,884	4,620
新型コロナウイルス感染症対策費	199	2,573	2,279
創業支援事業費	824	795	804
管 理 費	7,155	6,138	5,823
資 産 取 得 支 出	0	0	1,709
引 当 費	300	900	750
そ の 他 事 業 費	906	261	1,104
計	46,508	45,517	47,368

＊会員数 312 名（４年度末 313 名、３年度末 311 名）

補助金は商工振興事業に支出されており、目的外支出は認められなかった。

（４）佐久穂町観光協会 補助金額 3, 5 0 0 千円

歳入の主なものは、補助金収入 3,500 千円、会費収入 607 千円等である。

歳出の主なものは、事業費 3,099 千円、補助金 910 千円（紅葉祭 760 千円、花さく太鼓 150 千円）等である。観光協会への補助金も 795 千円増となった。観光資源の豊富な素晴らしい八千穂高原を、産業振興課・商工会・観光協会がタイアップして、より一層の観光地となるよう大いに期待します。

令和 6 年度開業の道の駅八千穂高原の整備が進んでおり、新たな拠点として町、観光協会、関係団体が連携して一層の観光振興が図られるよう努めていたきたい。

なお、補助金は観光振興事業に支出されており、目的外支出は認められなかった。

以上、各会計別、財政援助団体の審査報告を述べさせていただきました。

最後に、令和 5 年度の決算審査を実施するに当たり、担当課長、担当係員の皆さんには業務多忙中にもかかわらず、資料の提出及び説明をしていただき、所期の目的を達成することができました。心から感謝とお礼を申し上げます。

以上で、令和 5 年度の審査意見報告を終わります。